

鈴鹿市告示第51号

鈴鹿市条件付一般競争入札実施要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月25日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市条件付一般競争入札実施要綱等の一部を改正する告示

(鈴鹿市条件付一般競争入札実施要綱の一部改正)

第1条 鈴鹿市条件付一般競争入札実施要綱(平成14年鈴鹿市告示第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| (仕様書、図面の閲覧等)<br>第7条 市長は、建設工事等の仕様書及び図面を公告の日から <u>技術監理部技術監理契約課</u> において閲覧に供するものとする。<br>2 略 | (仕様書、図面の閲覧等)<br>第7条 市長は、建設工事等の仕様書及び図面を公告の日から <u>技術監理契約課</u> において閲覧に供するものとする。<br>2 略 |

(鈴鹿市建設工事等に係る公表実施要綱の一部改正)

第2条 鈴鹿市建設工事等に係る公表実施要綱(平成14年鈴鹿市告示第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| (公表の場所及び方法)<br>第4条 公表は、 <u>技術監理部技術監理契約課</u> において入札調書等を閲覧に供することによりこれを行う。<br>2 略 | (公表の場所及び方法)<br>第4条 公表は、 <u>技術監理契約課</u> において入札調書等を閲覧に供することによりこれを行う。<br>2 略 |

(鈴鹿市郵便入札実施要綱の一部改正)

第3条 鈴鹿市郵便入札実施要綱（平成15年鈴鹿市告示第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| (入札書の開札等)<br>第6条 市長は、入札書及び内訳書が到達したときは、郵便入札用封筒を開封せず封筒の数を確認し、入札日時まで <u>技術監理部技術監理契約課</u> において厳重に保管するものとする。<br>2～6 略 | (入札書の開札等)<br>第6条 市長は、入札書及び内訳書が到達したときは、郵便入札用封筒を開封せず封筒の数を確認し、入札日時まで <u>技術監理契約課</u> において厳重に保管するものとする。<br>2～6 略 |

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。